

へき地教育振興法関係

へき地教育振興法関係①

現 状

- 第3次勧告で指摘されている事項については、平成19年時点の全国知事会からの要望を踏まえて行われているが、このような要望等を踏まえ、本年3月にへき地学校等指定基準を改正し、都道府県がへき地学校等の指定を行うにあたって地域の実情に応じた調整を可能とする仕組みを取り入れている。
- 本改正を受け、現在、都道府県において指定の見直し作業が行われており、今年度内に完了する予定。なお、指定の見直しには約9ヶ月間が必要。

(都道府県における作業スケジュールの例)

- H21. 3月 へき地教育振興法施行規則改正
- 4月下旬 県教育委員会から各市町村教育委員会への説明会の開催
- 5月上旬 各市町村における級地算定作業
- 6月中旬 県教育委員会における級地確認作業
- 12月頃 へき地手当に関する改正条例・規則の公布(H22.4月施行)
- H22. 4月 改正へき地教育振興法施行規則の施行、へき地手当に関する改正条例・規則の施行

今後の課題等

- 本年3月の指定基準改正以降、地方公共団体からへき地学校等指定基準について、更に裁量拡大を求める要望等はないものと承知している。内閣府及び総務省において、そのような要望等を把握していれば提示していただきたい。
- 現在、指定基準の改正を踏まえ、来年4月の施行に向けて都道府県においてへき地学校等指定見直しの大詰め作業が行われているところである。
改正間もない現時点において、地方公共団体において新たな基準の策定及び再度の指定見直しを行うことは、再度多大な労力を要することとなり、地方公共団体からの反発が予想される。この点について、内閣府及び総務省のご見解があればお伺いしたい。

全国知事会
「第二期地方分権改革への提言等について」
(平成19年7月25日)

- 情報通信や道路交通網の整備・普及等により、へき地学校を取り巻く環境は変化してきているが、文部科学省の基準はそうした環境変化に対応していない。

- へき地手当の支給対象者や支給基準の決定等について、地域住民の生活実態や手当受給者の通勤実態といった、へき地学校の実態を反映させ、都道府県が実情に応じた調整ができるよう法律を改正すべき。

「へき地教育振興法施行規則の一部を改正する省令」
(平成21年3月13日公布、平成22年4月1日施行)

- 道路や交通機関、情報通信網の発展など社会・経済の進展にともなうへき地を取り巻く環境変化や離島における厳しい地理的条件など実態を踏まえ、以下の見直しを実施。
 - ・道路事情の改善による陸地用基準点数表の見直し
 - ・引き続き交通事情が恵まれない離島における島用基準点数表の見直し
 - ・ブロードバンドや携帯電話の利用ができない場合の加点措置など算定要素の見直し

- 当該学校が都市近郊にある場合(当該学校から40km未満に人口3万人以上の市町村の市役所又は町村役場がある場合)に、道府県の教育委員会または人事委員会が定める点数を減点することができる規定を新設(30点以内)(※)

(※)へき地等学校の級別指定

- ・特別地 30点～34点
- ・準へき地 35点～44点
- ・1級地 45点～79点
- ・2級地 80点～119点

- ・3級地 120点～159点
- ・4級地 160点～199点
- ・5級地 200点以上

へき地教育振興法関係②

今後の課題等

- 各都道府県にへき地学校等指定基準の設定を任せた場合、「財政上の理由から、本来へき地学校とされるべき学校が指定されない可能性があるなど、教育的観点以外の理由でへき地学校の範囲が狭められ、憲法第26条が保障する教育の機会均等に影響を及ぼすのではないか」との批判が容易に想定されるが、このような指摘にどう対応するか。
- へき地学校等指定基準は、へき地手当支給のためだけでなく、へき地教育振興の観点から行われている補助金等の施策についても、同指定基準に基づき指定された学校を対象として行われており、へき地教育振興施策全体の仕組みとなっている。
補助金の対象となっているのは主に市町村であり、都道府県が指定基準を引き下げた場合、「補助金が交付される市町村が減少し、教育の機会均等の確保が困難となるのではないか」との批判に対して、どのように対応するか。

参考資料【へき地教育振興法関係】

へき地教育振興法(抄)

(へき地手当等)

第五条の二 都道府県は、条例で定めるところにより、文部科学省令で定める基準に従い条例で指定するへき地学校並びにこれに準ずる学校及び共同調理場(以下「へき地学校等」という。)に勤務する教員及び職員(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項若しくは第二十八条の六第一項若しくは第二項、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十八条第一項 又地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成十四年法律第四十八号)第五条の規定により採用された教員及び職員(次条第一項において「再任用教職員等」という。)を除く。)に対して、へき地手当を支給しなければならない。

- 2 へき地手当の月額は、給料及び扶養手当の月額の合計額の百分の二十五を超えない範囲内で、文部科学省で定める基準に従い、条例で定める。
- 3 へき地学校等が当該学校に勤務する教員及び職員に対し地域手当が支給される地域に所在する場合におけるへき地手当と地域手当その他の手当との調整等に関し必要な事項は、文部科学省令で定める基準に従い、条例で定める。

へき地教育振興法施行規則(抄)

(趣旨)

第一条 へき地教育振興法(昭和二十九年法律第百四十三号。以下「法」という。)第五条の二及び第五条の三の規定によるへき地手当及びへき地手当に準ずる手当に関する基準その他法の施行に関し必要な事項は、この省令の定めるところによる。

(用語の意義)

第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 基準点数 当該学校の所在地のへき地条件の程度の軽重を測定するために、第四条及び第五条の規定により算定した点数をいう。
- 二 調整点数 基準点数の算定方法によつては補そくし難い特別のへき地条件を測定するために、第六条又は第六条の二の規定により算定した点数をいう。
- 三 合計点数 基準点数に第六条の規定により算定した調整点数を加え、又は第六条の二の規定により算定した調整点数を減じて得た点数をいう。
- 四 駅又は停留所 当該学校から最短の距離にある交通機関の駅又は停留所をいう。
- 五 旧総合病院 当該学校から最短の距離にある医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五に規定する病院であつて、医療法の一部を改正する法律(平成九年法律第百二十五号)による改正前の医療法第四条第一項に規定する総合病院の要件を満たすものをいう。
- 六 病院 当該学校から最短の距離にある医療法第一条の五に規定する病院(旧総合病院を除く。)をいう。
- 七 診療所 当該学校から最短の距離にある医療法第一条の五に規定する診療所(医師が常駐していないもの及び歯科医業のみを行うものを除く。)をいう。
- 八 高等学校 当該学校から最短の距離にある全日制の課程で普通科を置く高等学校又は中等教育学校をいう。

- 九 郵便局 当該学校から最短の距離にある郵便窓口業務の委託等に関する法律（昭和二十四年法律第二百十三号）第二条に規定する郵便窓口業務を行うもの（同法第三条第一項の規定による委託又は同法第四条の規定による再委託を受けた者の営業所を含む。）をいう。
- 十 市町村教育委員会 当該学校から最短の距離にある当該学校を所管する市町村教育委員会の事務局（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条に規定する事務（主として学校に係るものに限る。）を処理するものをいう。）をいう。
- 十一 金融機関 金融機関（銀行その他の預金等（預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第二項に規定する預金等及び貯金をいう。）の受入れ及び為替取引を業として行う者（郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号））
- 十二 スーパーマーケット 当該学校から最短の距離にある日常生活のため必要な生鮮食料品その他衣食住等に関する各種商品を販売する店舗をいう。
- 十三 市の中心地 当該学校から最短の距離にある市役所（支所、出張所その他これに類するものを除く。以下この号及び次号において同じ。）の所在する地点（当該学校が本土以外の島に所在する場合にあつては、当該学校から最短の距離にある本土の市役所の所在する地点）をいう。
- 十四 県庁所在地又はこれに準ずる都市の中心地 当該学校を設置する市町村を包括する都道府県の都道府県庁（支庁、地方事務所その他これに類するものを除く。）の所在する地点又は当該都道府県内の人口三十万人以上の市若しくは人口二十万人以上の市で大学（短期大学を除く。）が二以上存するもの若しくは空港（航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第二十項に規定する国内定期航空運送事業の用に供されている飛行場をいう。）の存するものの市役所の所在する地点（当該学校が本土以外の島に所在する場合にあつては、当該学校から最短の距離にある本土の当該地点）のうち当該学校から最短の距離にあるものをいう。
- 十五 交通機関 旅客運賃を徴して交通の用に供する鉄道、軌道及び索道並びに一般乗合旅客自動車をいう。
- 十六 定期航行 海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二条第四項に規定する旅客定期航路事業として行われる交通をいう。
- 十七 船着場 当該学校から最短の距離にある定期航行船の発着場をいう。
- 十八 距離 通常利用する経路のうち最短の経路の長さをいう。

十九 本土 本州、北海道、四国、九州及び沖縄島の本島をいう。

(へき地学校等の指定)

第三条 小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程に係る法第五条の二第一項の規定に基づくへき地学校の指定は、当該学校について算定された合計点数が四十五点以上の学校について、当該合計点数に応じ、次の各号に掲げる区分に従つて指定するへき地学校の級別を付して行うものとする。

- 一 四十五点から七十九点までの学校 一級
- 二 八十点から百十九点までの学校 二級
- 三 百二十点から百五十九点までの学校 三級
- 四 百六十点から百九十九点までの学校 四級
- 五 二百点以上の学校 五級

2 法第五条の二第一項の規定に基づくへき地学校に準ずる学校の指定は、当該学校について算定された合計点数が三十五点から四十四点までの学校について行なうものとする。

3 共同調理場(学校給食法(昭和二十九年法律第百六十号)第六条に規定する施設をいう。以下同じ。)に係る法第五条の二第一項の規定に基づくへき地学校及びこれに準ずる共同調理場の指定については、当該共同調理場から最短の距離にある小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程について算定された合計点数を当該共同調理場に係る当該合計点数とみなして前二項の規定を準用する。

(基準点数の算定)

第四条 基準点数の算定は、当該学校が本土内に所在する場合(本土と至近の距離にあり、かつ、定期航行によらなくても本土との交通が容易な島に所在する場合を含む。)にあつては別表第一により、本土以外の島に所在する場合(本土のみさき等に所在する場合で、海上による交通を常態とする場合を含む。)にあつては別表第二により、当該学校について各要素ごとの該当点数(次条の規定により補正を行うべき場合にあつては当該補正を行つた点数をいう。以下本条において同じ。)を合計して行うものとする。

- 2 前項に規定する各要素ごとの該当点数は、当該要素の交通機関のない部分の最高点数を超えることができないものとする。
- 3 各要素ごとの該当点数の算定において、交通機関のない部分の全部又は一部が次の各号の一に該当するときは、当該部分の距離について、当該各号に定めるところにより補正を行つた距離によつて算定するものとする。
 - 一 急こう配又は狭あいである等の自然的条件による交通困難な部分がある場合は、当該部分の距離に一・五を乗じて得た距離
 - 二 急こう配で、かつ、狭あいである等の自然的条件による交通困難な部分がある場合は、当該部分の距離に二を乗じて得た距離
- 4 各要素ごとの該当点数の算定において、交通機関のある部分の全部又は一部が鉄道、軌道又は索道を利用するものである場合は、当該部分の距離について、当該部分の距離に二分の一を乗じて得た距離によつて算定するものとする。ただし、次条第一項第二号及び第三号の規定により点数を算定する場合は、この限りでない。
- 5 当該学校から医療機関(旧総合病院、病院又は診療所をいう。以下この項において同じ。)までの距離の要素における該当点数の算定は、次の各号に定める場合に該当する場合には、第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める方法によつて行うものとする。

- 一 当該学校から最短の距離にある医療機関が旧総合病院である場合は、当該旧総合病院までの距離に係る点数に三を乗じて得た点数とし、病院及び診療所までの距離は基準点数の算定の要素としないものとする。この場合において、第二項の規定にかかわらず、旧総合病院までの距離の要素における該当点数は、当該要素の交通機関のない部分の最高点数に三を乗じて得た点数を超えることができないものとする。
- 二 当該学校から最短の距離にある医療機関が病院である場合は、当該病院までの距離に係る点数に二を乗じて得た点数に旧総合病院までの距離に係る点数を加えた点数とし、診療所までの距離は基準点数の算定の要素としないものとする。この場合において、第二項の規定にかかわらず、病院までの距離の要素における該当点数は、当該要素の交通機関のない部分の最高点数に二を乗じて得た点数を超えることができないものとする。
- 三 当該学校から最短の距離にある医療機関が診療所で、かつ、当該学校から当該診療所の次に短い距離にある医療機関が旧総合病院である場合は、当該診療所までの距離に係る点数に当該旧総合病院までの距離に係る点数に二を乗じて得た点数を加えた点数とし、病院までの距離は基準点数の算定の要素としないものとする。この場合において、第二項の規定にかかわらず、旧総合病院までの距離の要素における該当点数は、当該要素の交通機関のない部分の最高点数に二を乗じて得た点数を超えることができないものとする。